

構造計算書偽装問題への当面の対応(改訂) (概要)

資料3

基本的な考え方

○国民生活の最も基本的な基盤である住宅について、国民の生命・財産の安全を確保し、国民の不安を払拭するため、各府省庁間及び国と地方公共団体の間で緊密な連携を図りつつ、スピード感をもった対応を図る。

偽装が判明した物件への対応

居住者等の安全確保

- 実態の把握
- 国・地方公共団体の連絡体制の整備
- 相談窓口の整備
- 居住者等の安全確保のための措置
(受入れ住宅の確保、自主退去の勧告等)
- 売主(建築主)への誠実な対応の要請

居住の安定確保

- 住宅ローン負担の軽減等(別紙2) (公庫融資の特例措置等)
- 固定資産税等の負担軽減
- 分譲住宅居住者への公的支援(別紙1, 4)

関係者の処分、告発

- 関係建築士に対する資格取消・告発
- 指定確認検査機関その他の関係事業者に対する処分等

建築物全般についての対応

国民の不安への対応

- 相談体制の確立
- マンション等建築物の耐震診断・耐震改修の促進(別紙3, 4, 5)
(診断等に応じる団体の情報提供、国庫補助制度の活用促進)

建築確認検査制度の総点検と再発防止策

- 法令遵守の徹底
- 建築確認検査事務の実施状況の緊急調査・点検
- 社会資本整備審議会における現行制度の問題点と再発防止策の検討
(別途、第三者委員会において、行政対応上の問題の検証、緊急対応のあり方の検討を実施)